

審査の結果の要旨

氏名 モラレス マーク アンソニー マテオ

近年、文化政策と都市政策の融合についての理解が進み、都市成長の観点から文化・アートをいかに活用していくかについての実践ならびに研究の蓄積が進んできている。また、欧米の都市を中心として、都市社会政策の観点から、都市貧困層や移民の社会的包摂を文化やアートを通じて進めていくことの意義が高まってきており、一定の研究の蓄積も進んできている。

一方、発展途上国・新興国においては、急激な都市化とグローバル化の進展のもとで、都市内の社会格差の拡大が大きな課題となっている。このような社会格差の拡大に対して、上記のように、文化・アート政策を通じて、都市貧困層やマイノリティ層の社会的包摂を図っていくことは重要な意義を有していると言えるが、十分な研究蓄積がなされているとはいえない状況にある。本研究は、このような研究上のギャップを埋めるために、とくに、文化・アート政策が国家政策として展開され、文化産業・観光産業の育成が図られているフィリピンを対象として、文化・アート政策の展開が都市貧困層・マイノリティの社会的包摂には果たす役割とメカニズムを明らかにすることを目的としている。

具体的には、以下の3つの研究目的のもとで進められた。

- (1) フィリピンにおいて国レベル、自治体レベルの異なる政府レベルにおいて展開されている文化・アート政策の現状と課題について、とくに都市貧困層ならびにマイノリティの社会包摂の観点から分析すること。
- (2) 草の根レベルにおいて、都市貧困層・マイノリティの人々に対して文化・アート活動を展開している自主グループの役割について事例研究を通じて明らかにすること。
- (3) 文化・アート活動が都市貧困層・マイノリティの人々のソーシャルキャピタルの向上と社会的包摂にいかにして寄与するかのメカニズムを解明し、政策的提言を行うこと。

上記の目的のもとで、本研究の構成は以下のとおりである。研究の背景、目的について論じた第1章に続いて、第2、3章では、文化政策論、ソーシャルキャピタル論に関する文献レビューを行った。文献レビューにもとづいて、第4において、研究の枠組みを独自に検討し、ヒューマンキャピタルの向上、コミュニティへのアクセスの強化、社会へのアクセスの強化の3つの観点を中心とする分析枠組みを構築した。

第5章では、フィリピンにおける文化政策の歴史的展開と現状の制度を詳細に論述し、フィリピンにおいて文化・アート政策が都市貧困層・マイノリティの社会的包摂に寄与すべきならびに寄与しうる背景について整理している。第6章において、都市規模と文化政策の特徴の観点から代表的な自治体4つ（マカティ、バギオ、アンゴノ、ビガン）を抽出

し、自治体レベルの文化・アート政策の現状と課題について論じている。第7章では、事例自治体においてアート活動を行っている自主活動グループへのインタビュー、メンバーへのアンケート調査結果を用いて、文化・アート活動が都市貧困層・マイノリティの人々のソーシャルキャピタルの向上と社会的包摂にいかにして寄与するかについての詳細な分析を行っている。第8章では各章の分析をふまえて、全体の結論と政策提言を行っている。主要な結論は下記のとおりである。

(1) 現状の文化政策は、個別自治体が文化政策を進めるうえで、重要な根拠を与えるものとなっており、先進自治体では、文化政策が重要な課題として取り組まれているが、貧困層・マイノリティに対する配慮は政策的課題として重視されているとはいえない。しかしながら、先進的自治体では、自主活動グループとの協働を進めており、これらの自主活動グループでは、貧困層や先住民族の人々がグループの中核を占めている。

(2) いずれの自治体においても、コミュニティへの包摂、社会への包摂といったソーシャルキャピタルの向上という観点からは強い正のインパクトがあり、自主活動グループの活動を通じて、貧困層や先住民族の人々が社会的包摂の機会を得ることが可能となっていることが判明した。

(3) ただし、インパクトの発現の仕方に関してみると、教育機会を通じての向上、文化観光活動を通じての所得向上といったように、その包摂のメカニズムは、それぞれの自治体のおかれた社会経済的・文化的条件により違いがある。

最後に、第9章では、現在の国の文化政策は一律的な側面が強いことから、自治体の特色に合わせた固有の文化政策支援へと方針を転換すること、自治体の文化政策においても、実活動グループとの協働を一層高めることが必要との政策的提言を行っている。

本研究は、上記のように、本研究は、独自の分析枠組みとデータのもとで、文化・アート政策が貧困層・マイノリティの社会的包摂の向上に及ぼすインパクトのメカニズムを実証的に解明するとともに、実践的な政策提言をおこなった先駆的研究であり、学術的に優れた価値を有していると同時に、きわめて有益な提言となっている。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。